

公害防止条例施行規則の一部改正について

1 六価クロム化合物の排水基準の見直しについて

(1) 改正理由

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目である六価クロムについて、新たな知見により一日耐容摂取量（TDI）が設定されたため、令和4年に環境基準値の変更が行われた。これを受け、令和6年1月25日に水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年環境省令第4号。以下「改正省令」という。）が公布され、六価クロムにかかる排水基準が見直された。これを踏まえ、本県として規制する特定施設の追加及びその規制基準を定めている、公害防止条例施行規則（平成7年宮城県規則第79号。以下「条例規則」という。）について所要の改正を行うもの。

(2) 内容

改正省令により、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号。以下「省令」という。）第1条において定める排水基準のうち、別表第1に掲げる六価クロム化合物に係る許容限度が0.5mg/Lから0.2mg/Lに変更されたことに伴い、条例規則別表第2第3号（1）を以下のとおり改正する。

別表第二

三 汚水等の規制基準

(一) 有害物質の規制基準

改正案			現行		
番号	有害物質の種類	許容限度	番号	有害物質の種類	許容限度
五	六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・二ミリグラム	五	六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム

(3) 改正による届出特定事業場への影響確認

現在、届出されている特定事業場（表1）のうち排出水中に六価クロム化合物を含む事業場は確認されていない。

(4) 施行期日

令和6年4月

2 大腸菌群数から大腸菌数への指標の見直しについて

(1) 改正理由

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の項目である大腸菌群数について、培養技術の確立に伴い、令和4年に当該指標がよりふん便汚染を的確に把握できる大腸菌数に変更された。これを受け、令和6年1月25日に改正省令が公布され、大腸菌群数にかかる排水基準が大腸菌数に見直された。これを踏まえ、条例規則について所要の改正を行うもの。

(2) 内容

改正省令により、省令第1条において定める排水基準のうち、別表第2に掲げる項目が大腸菌群数から大腸菌数に、同項目に係る許容限度が日間平均3,000個/cm³から相当程度となる日間平均800CFU（コロニー形成単位）/mLに変更されたことに伴い、条例規則別表第2第3号（2）を以下のとおり改正する。

別表第二

三 汚水等の規制基準

(二) 有害物質以外の項目の規制基準

改正案			現行		
番号	項目	許容限度	番号	項目	許容限度
一三	大腸菌数（単位一ミリリットルにつきコロニー形成単位）	日間平均八〇〇	一三	大腸菌群数（単位一立方センチメートルにつき個）	日間平均三、〇〇〇

(3) 改正による届出特定事業場への影響確認

現在、届出されている**特定事業場（表1）**について、**排出水中の大腸菌群数が日間平均3000個/cm³又は大腸菌数が日間平均800CFU/mLを超過した事業場は確認されていない。**

(4) 施行期日

令和7年4月

表 1 公害防止条例（水質）に規定する特定事業場数（令和 4 年度末時点）

分類番号	特定施設の種類の種類	届出事業場数
1	水産卸売市場の洗浄施設	5
2	集団給食施設	269
3	ガソリンスタンド 営業・自動車整備業の洗浄施設	745
4	廃油再生用原料処理施設	11
5	公衆浴場業の洗場施設	117
6	ごみ処理施設	2
7	動物園	1
8	病院の廃液処理施設	1
9	アスファルト又は油脂類容器の洗浄施設	0
	計	1151

※ 2 以上の業種を兼業する特定事業場については、代表業種に属するものとみなし、1 として計上

(参考)

公害防止条例（昭和 46 年宮城県条例第 12 号）抜粋

(規制基準の設定)

第 15 条 知事は、特定施設又は特定事業場に係る公害を防止するために必要な規制基準を規則で定める。

2 知事は、前項の規制基準を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。